筑波大学によるつくば市消防本部跡地利用計画事業 要求水準書の修正に係る新旧対照表(令和3年6月11日)

要求水準書記載頁等	修正前		修正後	
1頁				
1. 業務全般に関する要求	所在地	茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3	所在地	茨城県つくば市春日1丁目9番1、9番3 <mark>内</mark>
水準		※9番の2は含まない。		※9番の2は含まない。
(1) 事業敷地の基本条	敷地面積	全体面積約 8, 242. 37 ㎡ (登記面積)	敷地面積	約 7, 465 m²
件				(上記は概ねの目安であり、詳細な敷地面積は大学・つくば市・
1) 敷地に関連する各種法				選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定す
規制等				<u>る)</u>
1頁	ア 本施設の整備等に	こあたって必要となる事前調査	ア 本施設の整備等にあたって必要となる事前調査	
1. 業務全般に関する要求			(ア) 貸付敷地範囲設定に向けた協議・測量調査	
水準			(イ) その他、本	施設の整備等にあたって必要となる事前調査
(2)業務区分				
3頁	・貸付面積は事業敷地全体とする。		・貸付面積 <u>・貸付</u> 額	色囲は「参考資料 1(敷地概要・案内図)修正版」で示す範囲とする。ただし
2. 土地の貸付に関する事			公募時点で示す敷地面積、敷地境界は概ねの目安であり、詳細な敷地面積、敷地境界位置は、選	
項			事業者決定後、大学・つくば市・選定事業者の協議及び選定事業者による測量調査等により確定	
(2) 土地の貸付等の条			<u>る。</u>	
件				
5頁	【新規】		(8) 事前調査に係る要求水準	
3. 施設整備に係る要求水			・選定事業者は、大学及びつくば市と協議し、事業用定期転借地権を設定する敷地範囲を確定す	
準			ること。敷地範囲	の確定に向けて必要となる測量調査は選定事業者が実施するものとする。調
【新規】			查時期、調査方法	は大学及びつくば市と相談の上、決定すること。
			・選定事業者は、事	「業 <mark>契約締結後、必要に応じて、</mark> 大学及びつくば市の許可を受けて、標準貫入
			試験等 <u>、必要な調</u>	<u> 査</u> を行うこと。
6頁	(8) 基本設計・実施設計に係る要求水準		(9) 基本設計・実施設計に係る要求水準	
3. 施設整備に係る要求水	1) 基本事項		1)基本事項	
準	・選定事業者は、	事業契約締結後、必要に応じて、大学及びつくば市の許可を受けて、標準	(削除:「(8)	事前調査に係る要求水準」に修正記載)
(8) 基本設計・実施設	貫入試験、測量	調査等を行うこと。		
計に係る要求水準				
	(略)		(略)	
		センター等の内装設計に係る要求水準		受センター等の内装設計に係る要求水準
	①施設の規模及		①施設の規模及	
	アー施設の規		アー施設の規	
	• 延床面積	2,000 ㎡程度(2,000 ㎡を上限とする)とすること。	• 延床面積	責 <u>1,800 ㎡</u> 程度(<u>1,800 ㎡</u> を上限とする)とすること。

	(略)	(略)			
	③必要諸室	③必要諸室			
	No. 室名 用途 規模等(1室あたり) 室数	No. 室名 用途 規模等(1室あたり) 室数			
	1 指導訓練室 A ・ 主に就学前児童を対象と ・ 定員 10 人 2 した、グループ療育に使 用 ・ 最低床面積 2.47 ㎡ /人以上を確保	1 指導訓練室 A ・ 主に就学前児童を対象と ・ 定員 10 人 した、グループ療育に使 ・ <u>床面積 40 ㎡程度</u> 用 2			
12頁	(9)建設工事・工事監理に係る要求水準	(10) 建設工事・工事監理に係る要求水準			
3. 施設整備に係る要求水	2) 工事着工	2) 工事着工			
準	・本工事着工にあたっては、建設工事に必要な各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障	・本工事着工にあたっては、建設工事に必要な各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障			
(9) 建設工事・工事監	のないように作成し、大学に提出すること。	のないように作成し、大学に提出すること。			
理に係る要求水準		・つくば市所有の隣接地の植栽等が敷地境界線を越え、事業に影響がある場合は、つくば市に			
		申入れを行うこととする。つくば市は選定事業者と協議の上、剪定等を行う。			
15頁	(1) 基本事項	(1) 基本事項			
4. 運営及び維持管理等に	・選定事業者は、大学及び周辺地域と連携し、地域の快適性及び価値の向上に向けたサービス	・選定事業者は、大学及び周辺地域と連携し、地域の快適性及び価値の向上に向けたサービス			
関する要求水準	を提供すること。	を提供すること。			
(1) 基本事項	・本施設を整備することによる近隣地域への交通渋滞等への影響を最小限に抑えるような工夫	・本施設を整備することによる近隣地域への交通渋滞等への影響を最小限に抑えるような工夫			
	を講じる。	を講じる。 ・運営にあたっては、サービスの内容に見合った料金を設定すること(児童発達支援センター			
	・運営にあたっては、サービスの内容に見合った料金を設定すること(児童発達支援センター				
	等の部分を除く)とし、高齢者や障がい者など、だれにでも利用しやすい施設とすること。	等の部分を除く)とし、高齢者や障がい者など、だれにでも利用しやすい施設とすること。			
	・事業期間にわたって、建物及び外構の保守管理を実施し、清掃、警備などを適切に行い、清	・事業期間にわたって、建物及び外構の保守管理を実施し、清掃、警備などを適切に行い、清			
	潔性、十分なセキュリティの確保を行うこと。	潔性、十分なセキュリティの確保を行うこと。			
		・つくば市所有の隣接地の植栽等が敷地境界線を越え、事業に影響がある場合は、つくば市に			
		申入れを行うこととする。つくば市は選定事業者と協議の上、剪定等を行う。			